

令和8年度認可外保育施設保育サービス向上事業研修会 開催要領

沖縄県こども未来部
子育て支援課

1 目的

認可外保育施設に入所する児童の処遇向上及び保育の質の向上を図ることを目的としております。

2 日時及び場所

(1) 本島地区①

- ① 日時 令和8年5月23日(土) 15:00～18:00
- ② 場所 宜野湾市民会館(定員約1,000名)
(沖縄県宜野湾市野嵩1-1-2 電話:098-893-4433)

(2) 本島地区②

- ① 日時 令和8年5月24日(日) 14:00～17:00
- ② 場所 うるま市民芸術劇場(燈ホール:定員約300名)
(沖縄県うるま市字仲嶺175 電話:098-973-4400)

(3) 本島地区③

- ① 日時 令和8年5月25日(月) 14:30～17:30
- ② 場所 パレット市民劇場(定員約300名)
(那覇市久茂地1-1-1 9F 電話:098-869-4880)

(4) 宮古地区

- ① 日時 令和8年5月30日(土) 13:00～16:00
- ② 場所 沖縄県宮古合同庁舎 5階 教育事務所研修室
(宮古島市平良西里1125 電話:0980-72-2551)

(5) 八重山地区

- ① 日時 令和8年5月31日(日) 11:00～14:00
- ② 場所 沖縄県八重山合同庁舎 1階 第1・2会議室
(石垣市真栄里438番1 電話:0980-82-3040)

※ 本島地区①～③については、定員の関係上、人数調整を行う場合があります。予めご了承ください。

3 対象者

県内全ての認可外保育施設の管理者（事業所内保育施設長含む）及び保育従事者（複数名参加可能）

<令和8年度変更点>

- ・従来、本研修の対象者は原則、各施設の管理者1名のみとしておりましたが、今年度は管理者に加え保育従事者も複数名参加可能といたします。
（各施設原則1名→管理者1名+複数名（2～3名程度想定）参加可能）
- ・「認可外保育施設研修事業（保育材料費等の補助）」の受給要件を満たすためには、管理者の参加を必須（管理者以外の保育従事者のみの参加は不可）といたします。（管理者の研修受講の押印が必要になります。）
- ・本研修は、認可外保育施設の区分に関わらず、全ての施設が対象といたします（居宅訪問型保育事業やへき地保育所なども対象になります。）。
- ・企業主導型保育事業も本研修の対象になりますが、「認可外保育施設研修事業（保育材料費等の補助）」は対象外となりますのでご了承ください。
- ・本研修の受講を要件としている「認可外保育施設研修事業（保育用具等の購入補助）」は、児童福祉法第59条第1項に基づく都道府県知事等に設置届出のある事業者が対象です。

4 研修内容

- (1) 講義Ⅰ「認可外保育施設に関する制度・指導監督基準等について」
沖縄県こども未来部 子育て支援課（保育指導班）
「認可外保育施設に対する補助制度について」
沖縄県こども未来部 子育て支援課（保育指導班）
「病児保育事業施設について」
沖縄県こども未来部 子育て支援課（子育て班）
- (2) 講義Ⅱ「（仮称）保護者との関わり方について」
県架け橋期のコーディネーター 山城 いと子

5 研修参加者の申込み

別紙の研修受講申込書に記入のうえ、令和8年5月1日(金)までに施設所在の市町村保育担当課あてFAX等にて報告して下さい。

※研修資料の準備のため、事前に参加者数を確認しております。

6 注意事項

- (1) 次のいずれかに該当する施設のうち、知事が補助金を交付することが適当でないと判断したものについては、「認可外保育施設研修事業」の保育材料費等の補助の対象外とします。
 - ① 認可外保育施設の運営状況報告を、知事が付した期限までに行っていない施設（前年度の運営状況報告書を提出していない施設は、今回の補助

の対象外となります。) 。

- ② 県の立入調査に基づく改善指導に対して、県が指示した期限（概ね1ヶ月以内）から1箇月以上経過しているにもかかわらず報告等がない施設。
- (2) 保育補助材料費の補助申請に必要な研修受講証明は、研修を途中参加・途中退席した場合や同一人が2枚以上の証明を求める場合は、原則、発行いたしませんので、ご了承ください。
- (3) 会場の駐車場は数が限られております。満車の場合は近隣有料駐車場を自己負担で利用することになりますので、可能な限り公共交通機関の活用にご協力をお願いします。
- (4) ”管理者のみ”又は”その他保育従事者のみ”の参加も可能です。ただし、管理者が参加しない場合は、保育材料費等の補助の対象外となることをご了承ください。
- (5) 都合の良い日程（会場）にご参加ください。昨年度と異なり、地区の制限等はございません。
- (6) 管理者及び保育従事者の参加は、異なる日程（会場）での参加も可能です。（必ずしも同一会場に参加いただく必要はございません。）
- (7) 保育従事者に限らず、認可外保育施設に従事する”事務”や”調理”の方も参加いただけます。
- (8) 参加者が各会場の収容人数を上回る場合は、会場の変更や人数の制限をお願いする場合があります。ご協力よろしくをお願いします。